

発議案第30号

解雇自由化など、ブラック企業を助長する国家戦略特区関連法案に反対
する意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1
項の規定により提出します。

平成25年12月11日

八千代市議会

議長 松井秀雄 様

提出者	八千代市議会議員	中村健敏	㊟
賛成者	八千代市議会議員	堀口明子	㊟
	同	原弘志	㊟

提案理由

国に対し、解雇自由化などの「国家戦略特区関連法案」でブラック企業を助長するのではなく、異常な働き方をするブラック企業を根絶して、労働者の命と暮らしを守るよう求める。

これが、本案を提出する理由である。

解雇自由化など、ブラック企業を助長する国家戦略特区関連法案に反対する意見書

安倍政権は、臨時国会に提出を目指す国家戦略特区関連法案に、解雇自由化や正規雇用の正社員化ルール of 撤廃など労働分野の規制を緩和する、いわゆる「解雇特区」を盛り込もうとしている。「解雇特区」は、労働法への抵触が疑われる過酷な長時間労働や不払い残業、心理的・暴力的強制で労働者を使い捨てることで社会問題化している「ブラック企業」をさらに助長するものであり、文字通り「ブラック企業特区」とも言うべきものである。

「世界で一番ビジネスのしやすい環境」をつくることをあけすけに語っている安倍首相が、今年7月の参院選の際には口をつぐみながら、今になって労働者の意見も聞かずに「特区」を設けて突破しようなどという、そのような理不尽な進め方を、絶対に認めることはできない。

「解雇特区」によって、労働契約法の解雇規制は緩和され、企業は遅刻などを理由とした容易な解雇ができるようになる。また、有期雇用で5年超働けば無期雇用に転換できるとした現行法を骨抜きにして、労働者と合意すれば無期雇用にしなくてもよいということになる。

言うまでもなく労働条件は、労働者の意見を無視して一方的に決めることは断じて許されない。にもかかわらず、政府が設置した国家戦略特区ワーキング・グループには、労働者代表がないという重大問題があり、労働者の生活と権利にかかわる制度を検討する資格が疑われざるを得ない。労働法制は政労使三者で協議するという、ILO（国際労働機関）が根本原理とする世界の共通ルールに、直ちに立ち返ることが必要である。

解雇自由化や残業代ゼロなど労働分野の規制緩和は、財界の要求で政府がこれまで何度も導入を目指しては、労働者の反対で実現せずに来た。第一次安倍内閣も、「残業代ゼロ法案」といわれる「ホワイトカラー・エグゼンプション」の実施をねらったものの、労働者の猛烈な反対に遭い、提出を断念した経緯がある。「解雇特区」は、まさにこの年来の野望の強行を図るもので、当面、「残業代ゼロ」制度については世論の反発を考慮して後回しにしつつ、解雇規制と有期雇用ルールの撤廃を先行させて、何が何でも突破口を開こうとするも

のにはほかならない。

現在でも、日本の労働基準法では残業の上限規制がなく、労使協定を結べば企業の言いなりの長時間残業を命じることができる。企業の側には、労働時間の把握・管理を義務づける明文規定がない。そうした過酷な労働環境のもとで、過労死や過労自殺も後を絶たない。厚生労働省が6月に発表した2012年度の労災認定件数では、仕事のストレスなどによる精神疾患の人が475人（うち自殺が93人）で、前年度比46%増の過去最多という深刻さである。認定された人の中には、残業時間が月に160時間以上の人46人（同14人）もいるという異常事態である。こうした事態の打開こそが急がねばならない。

今政府がやるべきは、財界の要望に沿った解雇自由化などの「国家戦略特区関連法案」でブラック企業を助長することではなく、異常な働き方をするブラック企業を根絶して、労働者の命と暮らしを守ることである。

よって本議会は、国家戦略特区関連法案に反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

総務大臣様

内閣府特命大臣（経済財政政策）様